

ての会計報告、に関する報告書を、定期的に提出するものとする。

- (2) 団体は、(A)保護観察官または裁判所が雇用する専門家による、その会計簿および記録についての、定期的なまたは抜き打ちの、合理的な回数の検査を、適切な事業施設において受けるものとし、かつ、(B)団体内の見識ある個人 (**knowledgeable individuals**) の取調べを受けるものとする。裁判所が雇用する専門家の報酬および費用は、団体が支払うものとする。
  - (3) 団体は、(A)その事業、または財務状態もしくは見込みの、重大なマイナスの変化、または、(B)団体に対する、破産手続、重大な民事訴訟、刑事訴追手続もしくは行政手続、の開始、または団体に関する、政府当局による捜査もしくは正式な照会、を知り次第直ちに、裁判所または保護観察官に通知することを要求されるものとする。
  - (4) 団体は、次の優先順位で、裁判所によって指定されるとおりに、定期的な支払を行なうことを要求されるものとする：(1)不当利得返還；(2)罰金；および、(3)その他の金銭制裁。
- (c) 保護観察が、§ 8D1.1(a) (3)、(4)、(5)または(6)に基づいて命令される場合、次の条件が適切であるかもしれない。
- (1) 団体は、法律違反を予防および発見するプログラムを、実施スケジュールを含めて作成の上、裁判所に提出するものとする。
  - (2) 法律違反を予防および発見するプログラムの裁判所による承認を受けて、団体は、その職員および株主に、自身の犯罪行為 (**criminal behavior**)、ならびに、その法律違反を予防および発見するプログラム、を通知するものとする。かかる通知は、裁判所によって定められた形式によるものとする。
  - (3) 団体は、裁判所または保護観察官に、裁判所によって定められた間隔および形式で、法律違反を予防および発見するプログラムの団体による実施の進捗に関して、定期的な報告を行うものとする。とりわけ、かかる報告は、団体に対して開始された、刑事訴追手続、民事訴訟もしくは行政手続、または、政府当局による捜査もしくは正式な照会であって、その最後の報告後に団体が知ったもの、を開示するものとする。
  - (4) 団体が、法律違反を予防および発見するプログラムを遵守しているかどうか、を監視するため、団体は、(A)保護観察官または裁判所が雇用する専門家による、その会計簿および記録についての、定期的なまたは抜き打ちの、合理的な回数の検査を、適切な事業施設において受けるものとし、かつ、(B)団体内の見識あ

る個人の取調べを受けるものとする。裁判所が雇用する専門家の報酬および費用は、団体が支払うものとする。

#### 注釈

適用注記:

1. § 8D1.1(a) (3)から(6)までに基づいて保護観察が命ぜられる場合において、課されるべき条件の決定にあたり、裁判所は、当犯罪に関連する団体の行為を監督する政府規制機関の見解を考慮すべきである。団体によって提出された、法律違反を予防および監視するプログラムの有効性を査定するため、裁判所は、適切な専門家を雇用することができ、この者は、団体が保有する資料であって、提案されたプログラムの包括的な査定を行なうために必要なもの全て、へのアクセスを与えられるものとする。裁判所は、法律違反を予防および発見するために合理的に計画されている(calculated)ように思われるプログラムは全て、承認すべきであるが、ただし、これは、プログラムが、適用されるべき法律上のまたは規制上の要件と矛盾していないことを条件とする。

第(c)項(3)号に従って提出される定期報告書は、当犯罪に関連する団体の行為を監督する政府規制機関へ提供されるべきである。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

#### § 8D1.5. 保護観察の条件の違反 — 団体(方針についての記述)

保護観察の条件の違反の認定の後、裁判所は、保護観察期間を延長すること、より厳しい保護観察の条件を課すること、または、保護観察を撤回して団体に別の刑罰を宣告すること、ができる。

#### 注釈

適用注記:

1. 保護観察の条件の度重なる重大な違反である場合には、裁判所命令の遵守を確保するために、補助裁判官(master)または管財人(trustee)の任命が適切であるかもしれない。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

## パート E — 特別査定、没収および費用

## § 8E1.1. 特別査定 — 団体

特別査定は、法律によって定められた金額で団体に課されなければならない。

## 注釈

## 適用注記:

1. この基準は、被告人が団体である場合に適用される。被告人が個人である場合には適用されない。個人に適用されるべき特別査定については、§ 5E1.3 を参照のこと。

2. 次の特別査定は、法律によって規定されている(18 U.S.C. § 3013 参照):

1996 年 4 月 24 日以後に団体によって行われた犯罪に対して:

- (A) 重罪で有罪判決を受けた場合:\$400;
- (B) クラス A 軽罪で有罪判決を受けた場合:\$125;
- (C) クラス B 軽罪で有罪判決を受けた場合:\$50;または、
- (D) クラス C 軽罪もしくは違反(infraction)で有罪判決を受けた場合:\$25

1988 年 11 月 18 日以後 1996 年 4 月 24 日前に団体によって行われた犯罪に対して:

- (E) 重罪で有罪判決を受けた場合:\$200;
- (F) クラス A 軽罪で有罪判決を受けた場合:\$125;
- (G) クラス B 軽罪で有罪判決を受けた場合:\$50;または、
- (H) クラス C 軽罪もしくは違反で有罪判決を受けた場合:\$25

1988 年 11 月 18 日前に団体によって行なわれた犯罪に対して:

- (I) 重罪で有罪判決を受けた場合:\$200;
- (J) 軽罪で有罪判決を受けた場合:\$100

3. 特別査定は、法律によって、有罪判決の各訴因に対して要求される。

背景:1984 年犯罪被害者法(The Victims of Crimes Act of 1984) Pub. L. No. 98-473, Title II, Chap. XIV(公法第 98-473 号第 II 編第 XIV 章)によって追加された、合衆国法律集第 18 編 3013 条は、同法によって設立された犯罪被害者基金(Criminal Victims Fund)に資金を供給することを目的として、裁判所が、有罪判決を受けた被告人に特別査定を課するよう要求している。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）、  
1997年11月1日発効（附表C修正573参照）

### § 8E1.2. 没収 — 団体

§ 5E1.4(没収)を適用する。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

### § 8E1.3. 費用の査定 — 団体

28 U.S.C. § 1918 に規定されているとおり、裁判所は、刑事訴追手続の費用を支払うよう、団体に命ずることができる。更に、具体的な法律規定が、費用の査定を要求(mandate)している。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）